

下請代金支払遅延等防止法の改正

弊社は、サービス業（ソフトウェアの開発業）を営んでいます。すでに受注したシステムを納品したにわかわらず、まだ支払いをしてもらえません。最近、下請法が改正され、適用範囲が拡大されたと聞きました。下請代金支払遅延等防止法の内容や注意点について、教えてください。

ハ日にはすでに施行されています

事業者の利益の保護を図ることを目的としています。

② 下請法の規制を受ける事業者

A

下請代金支払遅延等防止法（略称名「下請法」）は、親事業者が優越的な地位を利用して下請事業者に不利益を与える行為を禁止するため、独占禁止法の特別法として一九五六（昭和三十二）年に制定されました。

このたび、四七年ぶりに、規制対象範囲を拡大するなどの大幅改正が行われ、二〇〇三（平成十五）年六月十二日に「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案」が成立し、二〇〇四年四月一日に発注する取引から適用されることになりました。

なお、改正内容のうち、「罰金の上限額の引上げ」については、平成十五年七月十

② 下請法の規制を受ける事業者

(1) 下請法の対象となる取引

従来、下請法の規制対象は物品等の製造委託、修理委託取引（製造業）だけでした。わが国の製造業は重層的な下請構造をとっているからです。

しかし、今回の改正により、「サービス委託」が規制対象となります。経済のソフト化・サービス化、IT化の進展に伴つて、運送業、ビルメンテナンス、コンピュータ・ソフト開発、放送番組制作などのサービス分野においても、下請取引が広範にみられるようになつたからです。この分野でも、優越的地位乱用行為が頻発しているといった実態が、規制対象拡大の背景となっています。

なお、加えて、金型の製造を下請に出す

場合も、下請法の適用を受けることになります。

(2) 情報成果物の作成に係る下請取引

たとえば、(A)あるソフト開発業者がゲームソフトのプログラム作成を他のソフトウェア開発業者に委託する場合、(B)ある会社が広告主から制作を請け負ったテレビCMの制作を広告制作業者に委託する場合等です。

(2) 役務の提供に係る下請取引

たとえば、(A)ある運送業者が、請け負つた運送のうちの一部を他の運送事業者に委託する場合、(B)ある自動車ディーラーが請け負つた自動車整備の一部を自動車整備業者に委託する場合等です。

(2) 規制対象となる取引を行う業者（資本区分）

表) ソフト作成分野・サービス分野における資本金区分	
①	・親事業者の資本金が3億円以上の場合：資本金3億円以下の事業主または個人と契約する場合
a) プログラムの作成委託 b) 運送委託 c) 倉庫における保管委託 d) 情報処理にかかる役務提供を委託する場合	・親事業者の資本金が1,000万円以上の場合：資本金1,000万円以下の事業主または個人と契約する場合
②その他の情報成果物の作成・役務の提供を委託する場合	・親事業者の資本金が5,000万円以上の場合：資本金5,000万円以下の事業主または個人と契約する場合
	・親事業者の資本金が1,000万円以上の場合：資本金1,000万円以下の事業主または個人と契約する場合

下請法は、優越的地位を濫用するおそれ

ある「親事業者」を規制することを目的としています。ここで「親事業者」に該当するか否かについては、資本金額または出資の総額で判断します。

情報成果物の作成に係る下請取引、(2)役務の提供に係る下請取引を行っている事業者の資本金区分は、(表) のとおりです。

① (1) 取引の際の遵守事項
親事業者は発注の際、給付内容・給付受領場所・支払い代金額・支払い期日等の具体的な事項すべてを記載した書面を

下請事業者に発注後直ちに交付しなくてはいけません（第3条）。

りません（第2条の2）。

③ 親事業者は、給付内容・下請代金額等について記載した書類を作成し、二年間保存しなくてはなりません（第5条）。

④ 下請代金の支払い遅延があつた場合、

(2) 給付受領日から起算して六〇日を経過した日から、その日数に応じて年率一四・六%の遅延利息を支払わなくてはなりません（第4条の2）。

益を害する行為の禁止

- (1) 類似品等の価格または市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定める行為（買いたたきの禁止・第4条第1項第5号）。
- (2) 下請事業者に何も責任がないのに、注文した物品等の受領を拒む行為（受領拒否の禁止・第4条第1項第1号）。
- (3) 下請事業者に何も責任がないのに、受け取ったものを返品する行為（返品の禁止・第4条第1項第4号）。
- (4) 下請事業者に何も責任がないのに、あらかじめ定めた下請代金を減額する行為（下請代金減額の禁止・第4条第1項第3号）。
- (5) 指定物品・役務を強制的に購入させる行為（購入・利用強制の禁止第4条第1項第6号）。
- (6) 下請事業者から不适当に金銭・役務の授供をさせる行為（不适当な経済上の利益提供の禁止・第4条第2項第3号）。
- (7) 下請事業者に何ら責任がないのに、費用を負担せず不适当に注文内容を変更し、または受領後にやり直しをさせる行為（不适当な給付内容の変更・不适当なやり直しの禁止・第4条第2項第4号）。

(2) 親事業者が禁止行為を行った場合、公表できます。

正取引委員会が原状回復措置（受領拒否・返品の場合は部品の引き取り、債引きの場合は債引き分の返還、支払い遅延の場合は支払い等）を勧告する等の行政処分を行なうことができます。

従来は、この勧告に従えば、社名が公表されることはありませんでしたが、今回の改正で、悪質な親事業者に対しては、企業勧告に従うかどうかにかかわらず、企業名を公表できるようになりました。

(3) 下請法では親事業者に対し、下請事業者と取引するつと、「注文書」の交付を義務づけるとともに、下請取引の記録を二年間保存する義務も課しています。

これらの書面の交付義務違反、書類作成・保存義務違反、虚偽報告等に対しては、担当者個人および会社に対して、罰則金が課されます。罰則金の最高限度額は三万円から五〇万円に引き上げられました。